

令和6年度事業計画書

I 実施方針

近年、多発する地震や台風、豪雨等の自然災害等に対し、本会では被災地域における動物の救護活動、獣医療提供体制の復旧、会員構成獣医師の支援等に取り組んできた。

今後発生が予測される、直下型の大規模地震、線状降水帯による洪水、新たな新興・再興感染症の世界的な流行等に対し、有事の際には円滑かつ迅速に社会の要請に応えることができるよう、昨年12月に危機管理室を設置したところである。

このような中、本年元日、石川県能登半島において震度7を記録する地震が発生した。

本会は、発災直後に危機管理室の関係者から構成される「令和6年能登半島地震緊急対策本部」を設置して、地元石川県獣医師会が設置した「令和6年能登半島地震動物対策本部」等と連携しながら、被害状況の早期把握に努めるとともに、早々に支援対策及び支援金の募集を開始した。

一方、日本獣医師会では、ワンヘルスの理念を踏まえ、新型コロナウイルス感染症をはじめ人獣共通感染症対策等に先進的に取り組んできたが、5月に開催された「G7広島サミット」、その後、政府が6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」にもワンヘルス・アプローチが明記される等ワンヘルスの重要性が世界的に認識される機会となった。

これらを背景に、昨年8月に福岡市内に設置された「FAVA ワンヘルス福岡オフィス」と連携を密にし、第21回FAVA大会において調印された「アジア ワンヘルス福岡宣言2022」に基づくワンヘルス実践活動を、日本、アジアそして世界において一層の推進に努めることとする。

一方、平成30年の初発生以降、全国に感染が拡大している豚熱、近年、継続発生している高病原性鳥インフルエンザ等のまん延防止対策、さらに口蹄疫、アフリカ豚熱等越境性感染症の海外から我が国への侵入防止対策等の的確な実施が求められている。そのためには豚熱の予防的ワクチン接種を実施する民間の知事認定獣医師、飼養衛生管理基準に規定された農場ごとの担当獣医師を、本会が認定する「農場管理獣医師」として位置づける必要がある。

さらに、令和6年4月に施行される獣医療法施行規則の一部改正による専門獣医師資格の広告制限の緩和を踏まえ、本会に設置された「認定・専門獣医師協議会」における本会及び学協会が実施する研修プログラムの評価・認定、上記「農場管理獣医師」等専門獣医師資格制度の構築等の取組みを推進する。

また、本会が指定登録機関として取り組んでいる販売用の犬・猫等に対するマイクロチップ（MC）法定登録事業については、AIP0登録データとの一元管理、平常時における獣医師による情報検索、狂犬病予防法の犬の登録情報との一体的運用等、所有者の利便性の向上と、MC登録事業の一層円滑な運用の実現に尽力する。

加えて、国家資格となった愛玩動物看護師についても、高度なチーム獣医療提供体制の構築とともに、高齢飼育者の支援や地域コミュニティーの再構築等で、「かかりつけ動物病院」による地域社会と連携した獣医療の提供体制の確立等に努める。

そのほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会等における議論を深め、具体的な対応策を提言して適宜実行していくこととする。

さらに、本会及び地方獣医師会の組織強化のため、獣医学生、若手の新規獣医師の入会促進に資するため、魅力ある獣医師会活動、獣医師会組織による要請活動の強化等について委員会等で検討し実行するほか、本会の財政基盤の強化に向けた、収益事業にも積極的に取り組むこととする。

以下に、本年度における重点的な取組み事項を示す。

○ 事業推進特別委員会による重要課題の検討

今期（令和5・6年度）の事業推進特別委員会の下に設置した次の3つの検討委員会において関連する職域別部会と連携して検討を行い、随時又はその結論を得て本会の事業運営、要請活動等の施策に反映させる。

（1）ワンヘルス推進検討委員会

第21回FAVA大会において調印された「アジア ワンヘルス福岡宣言2022」に基づき、「FAVA戦略計画2021-2025」におけるワンヘルス常設委員会を支援する一方、アジア大洋州医師会連合とFAVAとのMoUの締結等国際機関との連携を深め、FAVAワンヘルス福岡オフィスとともにワンヘルス実践の取組みを推進する。国内においては、日本医師会のほか環境団体等とも連携してワンヘルス活動を推進するとともに、地方獣医師会においては、農林水産分野及び保健衛生分野双方の行政機関の指導の下、地域の医師会、環境団体等の共同参画によるワンヘルスの実践方策について検討し、実行する。

（2）薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会

政府が公表した薬剤耐性（AMR）対策行動計画（2023-2027）に基づき、普及・啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物臨床現場における抗菌剤の適正使用・慎重使用のための具体的な方策を検討する。また「FAVA戦略計画2021-2025」における抗菌剤の慎重使用常設委員会の活動を支援する。

（3）MC普及推進検討委員会

令和4年6月に施行された販売用の犬・猫等に対するMC装着・登録制度に関して、法定登録データとAIPO登録データベースの一体的な管理、獣医師によるMC情報検索、狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備等の課題について、環境省、厚生労働省との円卓会議による協議と並行して具体的な解決策を検討し実行する。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

（1）部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題等については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきた。各部会委員会における検討に当たっては検討課題を集約するとともに、課題ごとに関連部会が連携して検討を行う。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民生活に貢献できる獣医療の提供、公衆衛生の向上等を目的として積極的に活動するとともに、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

イ 個別課題への対応

事業推進特別委員会の検討結果を踏まえ、次のとおり対応する。

（ア）ワンヘルスの推進に関する対応

「アジア ワンヘルス福岡宣言2022」に基づくワンヘルス実践活動項目である、①人と動物の共通感染症対策のための調査・研究体制の整備、②薬剤耐性（AMR）対策、③生物多様性の維持や

地球環境保全の推進、④獣医学教育の更なる整備及び Day One Competencies を有する獣医師の育成、⑤国際機関との協力によるワンヘルスの課題解決と推進、⑥ワンヘルスの課題の研究と一般市民へのワンヘルス教育推進のための FAVA 活動の拠点整備を図る。

(イ) 薬剤耐性 (AMR) 対策の推進に関する対応

農林水産省、厚生労働省等の指導及び支援の下で、医師会及び医師、動物用医薬品業界等と連携しつつ、産業動物臨床及び小動物臨床部会等と連携して具体的な AMR 対策に関する獣医師、医師、動物用医薬品業界及び一般市民との情報交流、普及活動、リスク管理施策の推進等を行う。また、「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン (2023-2027)」への効果的な対応に向けた施策を推進する。

(ウ) MC の普及啓発に関する対応

犬猫以外の動物を含む法定登録データベースと AIPO 登録データの MC 登録情報の一体的な管理、災害時のみならず平常時における獣医師による MC 情報の検索、狂犬病予防法における犬の登録情報の一体的運用等について具体的な方策を示す。

また、犬猫の所有者への MC 情報を活用した様々な付加価値サービスの提供等、MC 登録制度の所有者メリットの向上と登録事業の円滑な推進の実現に向けた仕組みを構築する。

ウ 豚熱等への対応

豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等への対策については、本会に設置された豚熱等家畜伝染病対策検討委員会に生産者団体、学識経験者等を加え、農林水産省の指導の下にこれらの疾病への防疫対応における本会や地方獣医師会の協力支援方策について検討を行い、その結果を踏まえて速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

併せて、「農場管理獣医師」の専門資格制度の構築により、当該専門獣医師を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、養豚農場における豚熱ワクチン接種の方策を含め、農場の飼養衛生、経営管理等全般を管理する体制を構築する。

エ 勤務獣医師の処遇改善等に関する対応

新型コロナウイルス感染症の拡大によりワンヘルスの取組みの一環として様々な業務を担う公務員獣医師の責務の増大に鑑み、引き続き獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等の処遇改善、魅力ある業務内容への改善が全国的に一層拡大するよう、関係する部会委員会において検討するとともに、地方獣医師会、関係団体と連携しながら要請活動を強化する。

オ 女性獣医師の活躍推進に関する対応

女性獣医師の活躍を推進するため、女性獣医師活躍推進委員会において女性獣医師の就業継続及び復職への支援等の就業支援対策を検討し、引き続き女性獣医師の活躍推進のための理解醸成、仕事を続けやすい環境づくり、復職しやすい環境づくり、情報プラットフォームの構築、ポジティブアクションの推進 (目標の設定) 等の各種の取組みを進めるとともに、「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念の下で、勤務条件及び職場環境の向上のための取組みを強化する。

カ 組織の強化への対応

地方獣医師会の組織率向上を図るため、特に、獣医学生、新規若手獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師活動の提供、獣医事の制度課題の改善等、獣医師会組織による要請活動の重要性の理解醸成等、引き続き総務委員会において獣医師会組織の強化方策について検討を行い適宜実施する。併せて、現在取り組んでいる認定・専門獣医師制度の構築に伴う獣医学術学会年次大会

等の企画内容の見直し、地方獣医師会及び会員構成獣医師との連携下での付加価値サービスの提供を含む、MC 登録事業の円滑な運用、狂犬病予防事業との一体的運用体制の確立による業務の拡大等を推進する。

また、引き続き本会事業のスクラップアンド・ビルドの実践、事務局体制の効率化、健全な財政運営を図る。

併せて、本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、一般向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報の強化を図るとともに、獣医学術学会年次大会や動物感謝デーなどの効率的な運営を行う。

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、必要に応じて関係部会において獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師の誓い-95年宣言」、「産業動物医療・小動物医療の指針」等の普及啓発に努める。あわせて、地方獣医師会と連携して倫理向上の普及啓発のため講習会、研修会等を開催し、法令違反等の事例について情報提供を行う。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為等に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 災害対策事業

近年の我が国での地震等の地質災害、台風等による気象災害、また、新型コロナウイルス感染症等の生物災害等の多発する状況を踏まえ、平時より危機管理体制を構築し、有事の際には円滑かつ迅速に社会の要請に応えるため、本会に危機管理室を設置したところである。

このたびの能登半島地震をはじめ、今後、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災時には危機管理室設置要綱に基づき、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、我が国の獣医療に係る重大な被害が生じる恐れがある際には速やかに対応する。

また、VMAT を災害専門の認定獣医師として制度化し、VMAT 構成員の養成・登録及び全国的な派遣体制の構築等の救護体制を整備し、緊急災害発生時における動物救護活動及び獣医療提供体制復旧の支援に備える。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

改正動物愛護管理法の普及啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援するために、以下の事業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

MC 普及推進検討委員会の検討結果を踏まえ、地方獣医師会における MC の情報収集・管理体制の構築並びに個人情報取扱いの適正化等、獣医師会全体の情報ネットワーク管理を強化することにより、指定登録機関としての業務が円滑に実施できるよう体制整備を図る。

また、本事業の実施に当たっては、動物 ID 普及推進会議 (AIP0) を通じて他の関係団体と連携して円滑な推進を図るため、組織の強化、充実及び新たな事業展開に努める。

イ 動物福祉愛護対策推進事業

動物愛護管理法についての普及啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。

特に、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、動物の福祉・愛護に関する児童文学作品を対象とする日本動物児童文学賞の贈呈、学校における動物飼育や各種福祉施設や病院等における動物とのふれあい活動等への支援を行う。

(5) 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及啓発とともに、獣医療及び動物福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、本会事業の一層の発展を期する。

ア 普及啓発活動事業

「2024 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」は、2024 年 9 月 21 日(土)に東京都において令和 6 年度動物愛護週間中央行事(屋外行事)と同時開催し、一般市民向けに人と動物の共生、獣医師の職域と役割等に係る普及啓発を行う。さらに地方獣医師会及び動物福祉・愛護関係団体との連携を密にするとともに、獣医学系大学及び獣医学生団体の参加並びに獣医療、畜産関係及び動物関連産業界からの協賛・支援について引き続き協力要請を行う。あわせて、インターペット等の動物関係行事を通じて関係者との連携を図る一方、動物感謝デー等、本会の普及啓発対策の在り方について検討する。

本会の活動に関する普及啓発材料としてポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。また、海外との情報交換において活用するため、既に作成した英語版ホームページ及び英語版パンフレットの見直しを適宜行い、国際的な情報の提供を図る。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努めるとともに、その成果については、地方獣医師会及び会員構成獣医師に情報提供する。

ウ 情報等提供対応事業

本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、ホームページの改訂と共に、引き続きメールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策等に関する情報提供及び普及啓発を強化する。

また、関係情報の収集・提供にあたっては、構成獣医師異動処理システム、マイクロチップデータベース等に記録された個人情報の保守を強化し、情報の流出、システムの破壊等への有効な対策の導入を行うとともに、地方獣医師会事務局に対する講習の実施等により、全国の獣医師会全体のネットワークの情報セキュリティ強化のための対策を検討し、実行する。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

必要に応じて、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

ア 獣医事対策等の推進

地方獣医師会、関係省庁、大学等教育機関、関係団体、動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。特に日本医師会との連携については、ワンヘルス推進検討委員会において具体的な検討を行い、人と動物の共通感染症、薬剤耐性(AMR)に関するシンポジウムの開催等を通じて関係者の情報共有を図る。

イ 獣医療提供体制の整備

令和 12 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」において示された獣医師の専門性を認定等する仕組の構築及び運用、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告における専門性の表示等については、獣医療法施行規則の一部改正をもって、令和 6 年 4 月から広告制限の緩和が施行されることになった。については、引き続き本会に設置された「認定・専門獣医師協議会」において順次、本会及び学協会が実施する研修プログ

ラムの評価・認定等を行い、獣医師の専門性の高位平準化の体制確立・維持に努める。

また、併せて本会が独自に付与する「農場管理獣医師」、「災害獣医療（VMAT）認定獣医師」等の研修プログラムの確立及び認定・専門獣医師の名称の付与制度を構築、運営する。

さらに中山間部・僻地の畜産農家の立地に加え、農業共済団体の家畜診療所の統廃合及び産業動物獣医師の偏在による診療体制の維持が困難な地域の顕在化を踏まえ、デジタル技術を活用した画像診断等の遠隔獣医療技術の向上、普及に努める。

なお、国家資格化となった愛玩動物看護師については、獣医療現場における獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携によるチーム獣医療提供体制の構築、愛玩動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上等について検討し、実践する。

ウ 獣医学教育環境の国際水準化

本会が文部科学省及び獣医学系大学等多くの関係者と尽力してきた獣医学教育環境の国際水準化に向けての取組みを継続する。また、獣医学実践教育推進協議会を通じ、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習について、農業共済団体や関係する行政機関等の実習受入機関と獣医学系大学との連携を強化するとともに、円滑かつ効果的な実施体制の整備を支援する。

また、FAVA 獣医学教育常設委員会の検討及び活動を支援するとともに、アジア獣医大学協会（AAVS）、国際獣疫事務局（WOAH（OIE））等とも協力し、アジア地域の獣医学教育の改善に取り組む。

（7）獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等、国内外の調査研究事業の実施に努め、その事業成果を獣医事施策の推進に反映させることにより、獣医事の向上に資する。

（8）獣医学術学会事業

獣医学術に関する調査・研究業績の発表、討論及び講演並びに市民公開講座等を獣医学術学会年次大会において開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。獣医学術分野別3学会で構成する学術学会については、その運営について獣医学術部会で検討を行う。

なお、令和6年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会は、令和7年1月24日（金）～26日（日）までの3日間、会場は仙台市仙台国際センターにおいて開催する。

（9）獣医学術振興・人材育成事業

ア 日本獣医師会雑誌提供事業

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合的な情報の媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち獣医学術学会誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師の人材育成に資するとともに、電子ジャーナルとして速やかな国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会をはじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、小動物・産業動物診療、家畜衛生・公衆衛生、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師のために、各職域の特性に応じた研修プログラムの策定、研修プログラムに参加する場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師の人材養成と質の確保に努める。

また、本事業と認定・専門獣医師制度の養成プログラムとの連携を図ることにより、参加者への動機づけを行う。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

(ア) 獣医学術振興・普及及び国際交流等助成事業

獣医学術の振興・普及及び獣医事の向上を目的とするシンポジウム、講習会、セミナー等を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信に努め、波及効果の向上を図る。認定・専門獣医師制度に向けて、「認定・専門獣医師協議会」における協議結果を踏まえ、専門獣医師の養成に係る講習会、セミナー等を開催する。

また、WVA、FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、アジア地域臨床獣医師等総合研修・ネットワーク構築事業を適正に運営し、アジア地域における家畜衛生事情の向上に努めるとともに、アジア地域各国の獣医師会及び研修修了獣医師との連携を一層強化する。

なお、FAVA活動においては、藏内会長のFAVA会長就任及びFAVAワンヘルス福岡オフィスの設置を受け、同会長のFAVA会務の支援を積極的に行い、福岡オフィスのワンヘルス実践活動への連携、協力を努める等、獣医事の国際的な振興・普及に一層の貢献を図る。

さらに、東アジア三カ国（日本・韓国・台湾）における獣医学術交流については、平成30年に調印した覚書(MoU)に基づき、活動を推進する。

(イ) 女性獣医師活躍推進対策事業

職域総合部会の女性獣医師活躍推進委員会における検討の結果に基づき、研修会の開催、情報提供活動等を行う。

(10) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床及び獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国内外の調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会が所有する基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築46年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、三菱地所株式会社と合意した長期修繕工事的確な実施に努めるとともに、将来における新青山ビルの建替えに備え、建替え資金の造成方法について検討し、適宜対応する。

また、本会の財政基盤の強化のため、獣医事に係る収益事業の在り方について検討を行い、その結果に基づいて収益事業に積極的に取り組む。

3 その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

（1）獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

（2）褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

事業1、2、3に掲げた事業以外で緊急に対応する必要がある事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。